

令和2年度 南大隅町議会定例会2月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和2年 4月 2日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 令和2年 4月 2日

開 議 令和 3年 2月 2日 午前 9時 41分

応召議員 全 員
 不応召議員 な し
 出席議員

欠 番	欠 番	10番 大久保 孝 司 君
2番 松 元 勇 治 君	7番 日 高 孝 壽 君	11番 木佐貫 徳 和 君
3番 津 崎 淳 子 君	8番 大 坪 満 寿 子 君	12番 浪 瀬 敦 郎 君
5番 後 藤 道 子 君	欠 番	13番 大 村 明 雄 君

欠席議員 な し

会議録署名議員：(3番)津崎 淳子 君 (5番)後藤 道子 君

職務のための出席者：(議会事務局長)下園 敬二 君 (書記)立神 久仁子 君
 (書記)土持 一 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	森 田 俊 彦 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
副 町 長	白 川 順 二 君	教 育 振 興 課 長	上 大 川 秋 広 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	税 務 課 長	川 元 俊 朗 君
総 務 課 長	相 羽 康 徳 君	建 設 課 長	増 田 恭 一 君
支 所 長	川 越 貢 君	町 民 保 健 課 長	黒 木 秀 君
会 計 管 理 者	打 越 昌 子 君	総 務 課 課 長 補 佐	中 之 浦 伸 一 君
企 画 課 長	熊 之 細 等 君	総 務 課 課 長 補 佐	佐 藤 ひ と み 君
商 工 観 光 課 長	愛 甲 真 一 君	総 務 課 主 幹	古 殿 裕 一 郎 君
介 護 福 祉 課 長	黒 江 鳴 美 君		

議 事 日 程 : 別紙のとおり
 会議に付した事件 : 議事日程のとおり
 議 事 の 経 過 : 別紙のとおり

散 会 令和 3年 2月 2日 午前 10時 27分

〈 議 事 日 程 〉

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定

(議案上程・説明・質疑・討論・採決)

日程第 3 議案第 45 号 令和 2 年度南大隅町一般会計補正予算 (第 10 号) について

日程第 4 議案第 46 号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 5 議案第 47 号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 6 議案第 48 号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 7 議案第 49 号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 8 議案第 50 号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 9 議案第 51 号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 10 議案第 52 号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 11 議案第 53 号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 12 議案第 54 号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 13 議案第 55 号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 14 議案第 56 号 南大隅町歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件

日程第 15 委員会の調査報告について

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、令和2年度南大隅町議会定例会2月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたのでご了承願います。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（大村明雄君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、津崎淳子さん、及び、後藤道子さんを指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（大村明雄君）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
2月会議の審議期間は、本日のみの1日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、2月会議の審議期間は、本日のみの1日間に決定しました。

▼ 日程第3 議案第45号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）について

議長（大村明雄君）

日程第3 議案第45号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第45号は、令和2年度南大隅町一般会計補正予算(第10号)についてであります。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千8百62万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5千1百11万6千円とするものであります。

「第1表 歳入歳出予算補正」では、歳出予算に新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費の計上を行い、歳入予算では、所要の財源として、普通交付税、国庫支出金を計上し、また、「第2表 債務負担行為補正」では、ねじめ温泉・ネッピー館ほか6施設の指定管理に係る追加を計上したものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

総務課長（相羽康德君）

それでは、議案第45号 南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。

まず1ページでございます。

議案第45号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）

令和2年度南大隅町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3千8百62万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億5千1百11万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4ページをお願いします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

今回は6件を追加するものでございます。

まず、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館管理委託料。

期間 令和3年度から令和5年度までの3年間。

限度額6千万円。

南大隅町観光交流物産館管理委託料。

期間 令和3年度から令和7年度までの5年間。

限度額1千2百万円。

南大隅町大浜海浜公園管理委託料。

期間 令和3年度から令和7年度までの5年間。

限度額1千8百万円。

南大隅町佐多岬ふれあいセンター管理委託料。

期間 令和3年度から令和7年度までの5年間。

限度額4千4百万円。

南大隅町半潜水型水中展望船管理委託料及び南大隅町半潜水型水中展望船待合所管理委託料。

期間 令和3年度から令和7年度までの5年間。

限度額1千6百20万円。

南大隅町漁船保全修理施設管理委託料。

期間 令和3年度から令和7年度までの5年間。

限度額2百44万円の追加をお願いするものでございます。

7ページをお願いします。

歳入でございますが、11款 地方交付税に、今回の補正予算に係る財源調整としまして1百59万4千円を追加、15款 国庫支出金、1項 国庫負担金3千96万7千円、及び、15款 国庫支出金、2項 国庫補助金6百6万円につきましては、それぞれ新型コロナウイルスワクチン接種に係る財源として計上しております。

次に、歳出でございますが8ページをお願いします。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、2目 予防費に、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費として、1節 報酬49万6千円、3節 職員手当等69万円、4節 共済費7万円、8節 旅費2万5千円、10節 需用費2百30万6千円、11節 役務費65万8千円、12節 委託料3千3百59万1千円、17節 備品購入費78万5千円を計上しております。

以上、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 令和2年度南大隅町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第4 議案第46号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第4 議案第46号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第46号は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館
- 2 指定管理者となる団体は、住所 宮崎県都城市上町14街区21号
名称 IHU株式会社、
代表者名は代表取締役 岩満嵩介
- 3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 南大隅町ねじめ温泉・ネッピー館の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第5 議案第47号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第5 議案第47号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第47号は、南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について、議決を求める件であります。

本件は、南大隅町観光交流物産館の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称は、南大隅町観光交流物産館

2 指定管理者となる団体は、住所 鹿屋市田崎町2266番地2

名称 田嶋醸造商店合同会社

代表者名は、代表社員 田嶋光治

3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第47号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第47号 南大隅町観光交流物産館の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第6 議案第48号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第6 議案第48号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第48号は、南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について、議決を求める件であります。

本件は、南大隅町大浜海浜公園の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町大浜海浜公園
- 2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町根占川北3905番地7

名称 特定非営利活動法人DREAMウェルネス

代表者名は、理事長 幸福恵吾

3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第48号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決を
求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第48号 南大隅町大浜海浜公園の指定管理者の指定について議決
を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第7 議案第49号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定
について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第7 議案第49号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定につ
いて議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第49号は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町佐多岬ふれあいセンターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町佐多岬ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町佐多馬籠582番地8
共同事業体名称 ふれあいセンターホテル佐多岬
代表者は南大隅町開発株式会社代表取締役 嶋田 豪
- 3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第49号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 南大隅町佐多岬ふれあいセンターの指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第8 議案第50号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件
- ▼ 日程第9 議案第51号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第8 議案第50号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件、日程第9 議案第51号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件、以上2件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

ただいま一括提案となりました、議案第50号及び51号の議案は、「南大隅町半潜水型水中展望船」及び「南大隅町半潜水型水中展望船待合所」の指定管理者の指定について、議決を求める件であります。

本件は、2施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者となる団体は、いずれも、住所 肝属郡南大隅町佐多馬籠480番地
名称 田尻地区観光推進組合
代表者名は、組合長 濱田千昭

指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

議案第50号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件に質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第50号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 南大隅町半潜水型水中展望船の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

これから質疑を行います。

議案第51号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件に質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 南大隅町半潜水型水中展望船待合所の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第52号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第10 議案第52号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第52号は、南大隅町緑茶加工施設の指定管理の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町緑茶加工施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町緑茶加工施設
- 2 指定管理者となる団体は、住所 鹿屋市白崎町1番1号
名称 鹿児島きもつき農業協同組合
代表理事組合長 下小野田 寛
- 3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号 南大隅町緑茶加工施設の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議案第53号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第11 議案第53号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第53号は、南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町漁船保全修理施設の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1 施設の名称は、南大隅町漁船保全修理施設（田尻漁港地内）

2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町佐多馬籠480番地

名称 田尻地区観光推進組合

代表者名は、組合長 濱田千昭

3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第53号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第53号 南大隅町漁船保全修理施設の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第54号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第12 議案第54号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第54号は、南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町高齢者支援センターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町高齢者支援センター
- 2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町根占川北1315番地1

名称 公益社団法人南大隅町シルバー人材センター
代表者名は、副理事長 内藺 義一

3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第54号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について
議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第54号 南大隅町高齢者支援センターの指定管理者の指定について
議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第55号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第55号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第55号は、南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町老人福祉センターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町根占川南3256番地3
名称 社会福祉法人南大隅町社会福祉協議会
代表者名は、副会長 南園 洋生
- 3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、議案第55号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。
お諮りします。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 南大隅町老人福祉センターの指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第56号 南大隅町歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第56号 南大隅町歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

[町長 森田 俊彦 君 登壇]

町長（森田俊彦君）

議案第56号は、南大隅町立歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本件は、南大隅町立歯科診療所の管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町立歯科診療所
- 2 指定管理者となる団体は、住所 肝属郡南大隅町佐多伊座敷3591番地
名称 佐多地区歯科診療所
代表者名は、安楽弓人
- 3 指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間であります。
よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第56号 南大隅町歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし。」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 南大隅町歯科診療所の指定管理者の指定について議決を求める件は、提案のとおり可決されました。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

▼ 日程第15 委員会の調査報告

議長（大村明雄君）

日程第15 委員会の調査報告を行います。

総務民生常任委員会委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

総務民生常任委員会では、去る11月11日に、肝付町と東串良町において、防災対策避難タワー等調査を実施しました。

肝付町内之浦南方地区は、南海トラフ地震が発生した場合、28分後には1m、46分後には8.39mの津波が到達すると想定されています。

この地区は、特定避難困難地域と指定されており、津波から人的被害を防ぎ、地区住民の安全を確保するために、一時避難施設として南方地区避難タワーが建設されました。

避難タワーの概要は、鉄筋コンクリート造の3階建、延べ床面積が345㎡、避難場所は3層に分かれています。

このタワーには、最大で660名が収容可能であり、1層目及び2層目にはそれぞれ備蓄倉庫、固定式ベンチを設置し、屋上には太陽電池パネル式の蓄電池付ソーラー照明灯も設置されており、非常時における機能強化も図られていました。

また、高齢者や子供が避難する際、階段の昇り降りがスムーズに行えるように、さらに同時に複数の人が利用する事を想定し、ゆとりある階段幅（1.8m）を確保し、両側に手摺も設置され、様々な配慮がなされた避難タワーでした。

東串良町の下伊倉地区も特定避難困難地域に指定されており、下伊倉地区津波避難

タワーが建設されています。

東串良町では、南海トラフ地震が発生した場合、最大震度5強、最大津波高さ7.37m、津波到達時間は38分後と想定されております。

建物概要は、高さ8m（標高11m）の地点に60㎡の避難ステージが設けられ、120人の避難が可能であるとのことでした。

また、太陽光発電によるLED照明や防災倉庫も備え、階段や手摺にも南方地区同様の配慮がなされていました。

また、東串良町はヘリポートや広大な駐車スペースを備えた、防災センターも新設しており、南海トラフ地震による津波やあらゆる災害に対して万全の対策を実施していました。

両町の調査を踏まえ、12月16日に本町（太平洋沿岸地域）の状況を中山防災監から説明を受けました。

本町において南海トラフ地震時の最大震度は5強、39分後に1m、51分後に6.6mの津波が到達すると想定されています。

しかし町内に特定避難困難地域はなく、避難タワーの必要性はないとの説明を受け、委員からは、一時避難場所と指定されている場所の避難経路や安全性の再確認が必要であり、これらの地域において防災監による説明会や防災訓練等が必要であるとの指摘もされました。

また本町では、大雨・台風による河川氾濫や土石流の危険地域が多く、防災マップの活用や避難訓練等を通して、自然災害に対する備えを周知徹底していくことが重要であると認識したところであります。

以上で、総務民生常任委員会の「防災対策避難タワー等調査」の報告といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上で全部の日程を終了しました。

令和2年度南大隅町議会定例会2月会議を散会します。

散 会 : 令和 3年 2月 2日 午前 10時 27分